

(福島県報第三千八十号付録)

平成三十一年
一 月 中

福島県報

目 録

号 定 例
外 例

第二千六十八号から
第二千七十五号まで
第一号から
第二号まで

規 則

一 福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則

日 号外 ページ
三 二五

訓 令

一 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

二九 三六

告 示

- 一 新幹線鉄道騒音に係る環境基準で定める地域の類型をあてはめる地域を定める件の一部を改正する件 四 一
- 二 騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件 四 一
- 三 振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件 四 一
- 四 漁業法により区画漁業について免許した件 四 一
- 五 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 四 七
- 六 保安林の指定を解除する件 八 八
- 七 道路の区域を変更する件 八 八

- 八 道路の供用を開始する件 八 八
- 九 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 八 九
- 一〇 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 二 〇
- 二 同 二 〇
- 三 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 二 二
- 三 地籍調査の成果について認証した件 二 二
- 四 同 二 二
- 五 同 二 二
- 六 同 二 二
- 七 同 二 二
- 八 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 二 三
- 九 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 二 三
- 一〇 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件 二 三
- 三 同 三 三
- 三 同 三 三
- 三 同 三 三
- 二四 道路の供用を開始する件 二 四

五	磨川敷地等が生じた件	二	四	咒同	五	三
六	都市計画を変更した件	二	五	道路の区域を変更する件	五	三
七	県営土地改良事業計画を変更した件	五	五	道路の供用を開始する件	五	三
八	同	五	五	道路の区域を変更する件	五	三
九	土地改良法により換地計画を定めた件	五	五	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	元	六
一〇	道路の区域を変更する件	五	五	道路の区域を変更する件	元	六
一一	土地改良区連合の定款の変更を認可した件	八	五	漁船以外の船舶が使用できる施設を指定する件の一部を改正する件	元	七
一二	公有水面埋立てについて竣功を認可した件	三	五	政府調達に関する苦情の処理手続要綱を定めた件の一部を改正する件	元	七
一三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	三	五	福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件	元	七
一四	大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	五	五	海岸保全区域として指定する件	元	一
一五	土地改良法により換地計画を定めた件	五	五	同	元	一
一六	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五	五	同	元	二
一七	同	五	五	同	元	二
一八	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五	五	同	元	二
一九	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五	五	同	元	二
二〇	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五	五	同	元	二
二一	保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	五	三〇	同	元	二
二二	同	五	三〇	同	元	二
二三	同	五	三〇	同	元	二
二四	同	五	三〇	同	元	二
二五	同	五	三〇	同	元	二
二六	同	五	三〇	同	元	二
二七	同	五	三〇	同	元	二
二八	同	五	三〇	同	元	二
二九	同	五	三〇	同	元	二
三〇	同	五	三〇	同	元	二
三一	同	五	三〇	同	元	二
三二	同	五	三〇	同	元	二
三三	同	五	三〇	同	元	二
三四	同	五	三〇	同	元	二
三五	同	五	三〇	同	元	二
三六	同	五	三〇	同	元	二
三七	同	五	三〇	同	元	二
三八	同	五	三〇	同	元	二
三九	同	五	三〇	同	元	二
四〇	同	五	三〇	同	元	二
四一	同	五	三〇	同	元	二
四二	同	五	三〇	同	元	二
四三	同	五	三〇	同	元	二
四四	同	五	三〇	同	元	二
四五	同	五	三〇	同	元	二
四六	同	五	三〇	同	元	二
四七	同	五	三〇	同	元	二
四八	同	五	三〇	同	元	二
四九	同	五	三〇	同	元	二
五〇	同	五	三〇	同	元	二
五一	同	五	三〇	同	元	二
五二	同	五	三〇	同	元	二
五三	同	五	三〇	同	元	二
五四	同	五	三〇	同	元	二
五五	同	五	三〇	同	元	二
五六	同	五	三〇	同	元	二
五七	同	五	三〇	同	元	二
五八	同	五	三〇	同	元	二
五九	同	五	三〇	同	元	二
六〇	同	五	三〇	同	元	二
六一	同	五	三〇	同	元	二
六二	同	五	三〇	同	元	二
六三	同	五	三〇	同	元	二
六四	同	五	三〇	同	元	二
六五	同	五	三〇	同	元	二
六六	同	五	三〇	同	元	二
六七	同	五	三〇	同	元	二
六八	同	五	三〇	同	元	二
六九	同	五	三〇	同	元	二
七〇	同	五	三〇	同	元	二
七一	同	五	三〇	同	元	二
七二	同	五	三〇	同	元	二
七三	同	五	三〇	同	元	二
七四	同	五	三〇	同	元	二
七五	同	五	三〇	同	元	二
七六	同	五	三〇	同	元	二
七七	同	五	三〇	同	元	二
七八	同	五	三〇	同	元	二
七九	同	五	三〇	同	元	二
八〇	同	五	三〇	同	元	二
八一	同	五	三〇	同	元	二
八二	同	五	三〇	同	元	二
八三	同	五	三〇	同	元	二
八四	同	五	三〇	同	元	二
八五	同	五	三〇	同	元	二
八六	同	五	三〇	同	元	二
八七	同	五	三〇	同	元	二
八八	同	五	三〇	同	元	二
八九	同	五	三〇	同	元	二
九〇	同	五	三〇	同	元	二
九一	同	五	三〇	同	元	二
九二	同	五	三〇	同	元	二
九三	同	五	三〇	同	元	二
九四	同	五	三〇	同	元	二
九五	同	五	三〇	同	元	二
九六	同	五	三〇	同	元	二
九七	同	五	三〇	同	元	二
九八	同	五	三〇	同	元	二
九九	同	五	三〇	同	元	二
一〇〇	同	五	三〇	同	元	二
一〇一	同	五	三〇	同	元	二
一〇二	同	五	三〇	同	元	二
一〇三	同	五	三〇	同	元	二
一〇四	同	五	三〇	同	元	二
一〇五	同	五	三〇	同	元	二
一〇六	同	五	三〇	同	元	二
一〇七	同	五	三〇	同	元	二
一〇八	同	五	三〇	同	元	二
一〇九	同	五	三〇	同	元	二
一一〇	同	五	三〇	同	元	二
一一一	同	五	三〇	同	元	二
一一二	同	五	三〇	同	元	二
一一三	同	五	三〇	同	元	二
一一四	同	五	三〇	同	元	二
一一五	同	五	三〇	同	元	二
一一六	同	五	三〇	同	元	二
一一七	同	五	三〇	同	元	二
一一八	同	五	三〇	同	元	二
一一九	同	五	三〇	同	元	二
一二〇	同	五	三〇	同	元	二
一二一	同	五	三〇	同	元	二
一二二	同	五	三〇	同	元	二
一二三	同	五	三〇	同	元	二
一二四	同	五	三〇	同	元	二
一二五	同	五	三〇	同	元	二
一二六	同	五	三〇	同	元	二
一二七	同	五	三〇	同	元	二
一二八	同	五	三〇	同	元	二
一二九	同	五	三〇	同	元	二
一三〇	同	五	三〇	同	元	二
一三一	同	五	三〇	同	元	二
一三二	同	五	三〇	同	元	二
一三三	同	五	三〇	同	元	二
一三四	同	五	三〇	同	元	二
一三五	同	五	三〇	同	元	二
一三六	同	五	三〇	同	元	二
一三七	同	五	三〇	同	元	二
一三八	同	五	三〇	同	元	二
一三九	同	五	三〇	同	元	二
一四〇	同	五	三〇	同	元	二
一四一	同	五	三〇	同	元	二
一四二	同	五	三〇	同	元	二
一四三	同	五	三〇	同	元	二
一四四	同	五	三〇	同	元	二
一四五	同	五	三〇	同	元	二
一四六	同	五	三〇	同	元	二
一四七	同	五	三〇	同	元	二
一四八	同	五	三〇	同	元	二
一四九	同	五	三〇	同	元	二
一五〇	同	五	三〇	同	元	二
一五一	同	五	三〇	同	元	二
一五二	同	五	三〇	同	元	二
一五三	同	五	三〇	同	元	二
一五四	同	五	三〇	同	元	二
一五五	同	五	三〇	同	元	二
一五六	同	五	三〇	同	元	二
一五七	同	五	三〇	同	元	二
一五八	同	五	三〇	同	元	二
一五九	同	五	三〇	同	元	二
一六〇	同	五	三〇	同	元	二
一六一	同	五	三〇	同	元	二
一六二	同	五	三〇	同	元	二
一六三	同	五	三〇	同	元	二
一六四	同	五	三〇	同	元	二
一六五	同	五	三〇	同	元	二
一六六	同	五	三〇	同	元	二
一六七	同	五	三〇	同	元	二
一六八	同	五	三〇	同	元	二
一六九	同	五	三〇	同	元	二
一七〇	同	五	三〇	同	元	二
一七一	同	五	三〇	同	元	二
一七二	同	五	三〇	同	元	二
一七三	同	五	三〇	同	元	二
一七四	同	五	三〇	同	元	二
一七五	同	五	三〇	同	元	二
一七六	同	五	三〇	同	元	二
一七七	同	五	三〇	同	元	二
一七八	同	五	三〇	同	元	二
一七九	同	五	三〇	同	元	二
一八〇	同	五	三〇	同	元	二
一八一	同	五	三〇	同	元	二
一八二	同	五	三〇	同	元	二
一八三	同	五	三〇	同	元	二
一八四	同	五	三〇	同	元	二
一八五	同	五	三〇	同	元	二
一八六	同	五	三〇	同	元	二
一八七	同	五	三〇	同	元	二
一八八	同	五	三〇	同	元	二
一八九	同	五	三〇	同	元	二
一九〇	同	五	三〇	同	元	二
一九一	同	五	三〇	同	元	二
一九二	同	五	三〇	同	元	二
一九三	同	五	三〇	同	元	二
一九四	同	五	三〇	同	元	二
一九五	同	五	三〇	同	元	二
一九六	同	五	三〇	同	元	二
一九七	同	五	三〇	同	元	二
一九八	同	五	三〇	同	元	二
一九九	同	五	三〇	同	元	二
二〇〇	同	五	三〇	同	元	二
二〇一	同	五	三〇	同	元	二
二〇二	同	五	三〇	同	元	二
二〇三	同	五	三〇	同	元	二
二〇四	同	五	三〇	同	元	二
二〇五	同	五	三〇	同	元	二
二〇六	同	五				

公 告

- 一 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二 二五
- 二 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二 二五
- 三 都市計画を変更する件 二 二五
- 四 随意契約の相手方を決定した件 二 二六
- 五 落札者を決定した件 二 二六
- 六 職員表彰を実施した件 二 二〇
- 七 随意契約の相手方を決定した件 二 二〇
- 八 同 二 二〇
- 九 同 二 二二
- 一〇 同 二 二二
- 一一 同 二 二三
- 一二 同 二 二三
- 一三 県営土地改良事業の工事が完了した件 二 二四
- 一四 同 二 二四
- 一五 同 二 二四
- 一六 随意契約の相手方を決定した件 二 二七
- 一七 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二 二四
- 一八 同 二 二四
- 一九 落札者を決定した件 二 二五

福島県公安委員会

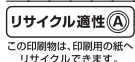
告 示

- 一四 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 二 二七

正 誤

平成三十年三月二十七日付定例第二千九百八十八号中

五 三



再生紙を使用しています。

発行者 福 島 県 印刷所 株式会社 第一 印刷